

したがって、公開理由として条例第6条第1項第2号(イ)・(ウ)に該当するとの主張は採用できない。

6 まとめ

以上から、当審査会は、実施機関が復命書を法人情報に該当するとして、これを非公開としたことは妥当であると判断し、冒頭のとおり結論する。

7 審査会の審査経過

当審査会の審査の経過は、次のとおりである。

年 月 日	審査の内容等
平成25年9月9日	・ 諮問
平成25年10月18日	・ 実施機関から理由説明書が提出される。
平成26年1月21日 (第1回審査会)	・ 異議申立ての概要について(事務局説明の聴取) ・ 実施機関の職員の意見又は説明の聴取
平成26年2月18日 (第2回審査会)	・ 答申書の審議
平成26年3月24日 (第3回審査会)	・ 答申書の審議

8 防府市情報公開審査会委員

役 職 名	氏 名
会 長	清 水 博
委 員	藤 井 武 志
委 員	上 田 淑 江
委 員	新屋敷 恵美子